

西宮市「ふぐ調理衛生講習会」開催要綱

（目的）

第1条 この要綱は、西宮市食品衛生法の施行等に関する条例第11条第4項の規定に基づき、食品衛生法等実施規則第18条第1項第1号に規定する、ふぐの有毒部位を確実に除去等ができる者として認定するため、西宮市が開催する講習会に関し必要な事項を定め、ふぐによる危害の発生を防止し、もって食品衛生の普及向上に寄与することを目的とする。

（実施機関）

第2条 講習会は西宮市と西宮市食品衛生協会の共催で実施する。

（講習の内容）

第3条 講習の内容は次のとおりとする。

- (1) 食品衛生関係法規に関する講義
- (2) 食品衛生学に関する講義
- (3) ふぐの知識に関する講義
- (4) ふぐの処理に関する実技

（受講対象者）

第4条 受講対象者は次に該当する者とする。

- (1) 飲食店営業、魚介類販売業において、ふぐの処理を行う者
- (2) ふぐの加工を行う施設において、ふぐの処理を行う者
- (3) その他西宮市保健所長が適当と認める者

（受講申込の受付及び提出書類等）

第5条 受講申込の受付業務は西宮市食品衛生協会が行う。

- 2 受講申込は受講申込書に写真（名刺型で無帽、上半身を正面から撮影したもので、提出の日前6ヶ月以内に撮影されたものとする。）を添えて行う。

（修了証書の交付）

第6条 本講習会の全ての課程を修了した者に西宮市保健所長と西宮市食品衛生協会会長連名の修了証書を交付する。

（修了者名簿の登録）

第7条 西宮市保健所は修了証書を交付した者を修了者名簿に登録するものとする。

(修了証明)

第 8 条 修了者から講習会修了証明書の発行を求められた場合、証明書を交付するものとする。

付 則

この要綱は、平成 1 2 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 2 0 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 2 2 年 7 月 1 日から施行する。

平成 2 1 年度までに「ふく調理・衛生に関する特別講習会受講済証」を交付された者から、修了証明書の発行を求められた場合は、改正前の第 8 条に基づき証明書を交付するものとする。

付 則

この要綱は、平成 2 5 年 4 月 1 日から施行する。